

令和2年度 若手農業者等研修活動支援補助金

(1) 趣 旨

意欲ある担い手農業者を育成するため、農業経営向上に資する先進的な営農手法や技術等を取得する活動を支援します。

(2) 対象者 市内に住所を有する農業者等で次の要件に該当する者

- ア 新規就農者（就農5年以内かつ65歳未満）
- イ 若手農業者（50歳未満）
- ウ 認定農業者
- エ 就農希望者

(3) 対象事業

- ・農業経営や農業の生産性向上に資する研修活動、就農を目的とした研修活動（帰農塾）等
- ・他の補助金の交付を受ける事業、申請前に実施済みの事業は対象外とする。
- ・補助対象経費は、上記活動を行うために必要な経費のうち、事業目的や内容、費用対効果に基づく総合的な判断により必要且つ適当と認められる経費とする。

対象経費：研修受講料、講師謝礼、交通費（南信州管内は除く）等

- ・宿泊費は補助対象外とするが、研修の日程上やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(4) 補助率 事業費の8/10（100円未満切り捨て）

- ・上限50,000円
- ・なお、特段の事情があると認められた場合には別途判断する。

(5) 申請方法

- ・事業実施10日前までに申請書を提出する。

(6) 実績報告及び補助金の支払い

- ・年度内に事業を完了し、事業実施後速やかに実績報告書（事業実績の概要、実績写真、成果、今後の展開、領収書等）を提出する。
- ・実績報告書に基づき補助金額を確定し、請求書の提出により補助金を交付する。

(7) 事業内容を公表し広く周知することについて同意すること。